

横浜市環境管理計画及び生物多様性横浜行動計画の改定について

1 計画の概要

(1) 横浜市環境管理計画（以下、環境管理計画）[平成23(2011)年策定、平成27(2015)年改定]

「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき策定している、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための総合計画です。

【計画の構成】

章	大項目	主な項目（ <u>下線部</u> は2015年改定での追加事項）
第1章	環境行政の展開	取組姿勢、 <u>基本的な考え方</u>
第2章	計画の基本事項	計画期間 ①中長期的な目標 2025年度（横浜市基本構想と合わせ） ②短期的な目標 2017年度（横浜市中期4か年計画と合わせ）
第3章	目指す将来の環境の姿	2025年を見据えた将来の環境の姿
第4章	施策の体系	3つの総合的な視点(5章)により、6つの基本施策(6章)を推進
第5章	総合的な視点による基本政策	「人・地域社会」、「経済」、「まちづくり」の3つの視点からの環境目標、取組方針など
第6章	環境側面からの基本施策	「地球温暖化」、「生物多様性」、「水と緑」、「食と農」、「資源循環」、「生活環境」分野の6つの基本施策の環境目標、取組方針など
第7章	環境行政のさらなる推進	環境プロモーション、 <u>環境価値と防災機能の両立</u>

【計画期間】

	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37
①	中長期的な目標(～2025年)														
②	短期的な目標(4か年)				短期的な目標(4か年)				★今回改定						
策定					改定										

(2) 生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）[平成23(2011)年策定、平成27(2015)年改定]

市民が身近な生き物とふれあい、生物多様性の理解を深め、行動を起こしていくための取組を、「生物多様性基本法」に基づく地域戦略として取りまとめたものです。

【計画の構成】

章	大項目	主な項目（ <u>下線部</u> は2015年改定での追加事項）
第1章	計画の位置づけ	計画の意義、位置づけ、 <u>改定の考え方</u> 、施策体系、計画期間（中長期的な目標は2025年度、短期的な目標は2017年度まで）
第2章	横浜の生物多様性の将来像	2025年の将来像、将来イメージ
第3章	横浜の生物多様性の現状と課題	前提、現状と課題
第4章	重点推進施策	5つの重点アピール
第5章	4つの取組方針と具体的取組	「普及啓発」、「保全・再生・創造」、「しくみづくり」、「まちづくりと経済活動」
第6章	市役所の率先行動	環境マネジメントシステムによる推進、現場の知恵の集約
第7章	さらなる展開へ	bプラン活動単位版、連携・交流の場づくり

2 計画改定の趣旨

2つの計画とも将来像の実現に向けて、4年を単位とした短期的な目標を定め、施策を展開しています。今年度（2017年度）で短期的な目標が満了することから、これまでの取組への評価や計画を取り巻く社会状況の変化を踏まえて、計画を見直します。

なお、将来像や中長期的な目標については、目標年次を2025（平成37）年度としていることから、変更せずに継続します。

3 計画の取組状況

(1) 環境管理計画

短期的な目標に対する施策の取組状況を別紙資料1に、環境の状況や環境に関する市民の意識等については別紙資料2及び別紙資料3に示します。（別紙資料1:短期的な目標の取組状況一覧、別紙資料2:H29年版年次報告書(速報版)、別紙資料3:環境に関する市民意識調査結果(8/8記者発表資料)）

(2) 生物多様性横浜行動計画

短期的な目標に対する施策の取組状況を別紙資料4に、平成28年度の取組の振り返りを別紙資料5に示します。（別紙資料4:短期的な目標の取組状況一覧、別紙資料5:平成28年度の振り返り）

両計画とも、現計画に掲げた短期目標は概ね良好に実施しています。今後は中長期的な目標の達成に向けて、各分野の施策をより一層推進していきます。

4 計画改定の背景

(1) 計画を取り巻く社会情勢の変化

ア 横浜市の状況

(ア) 少子高齢化、自然災害の増大、IoTの急速な普及、中小企業の振興、まちの再生が進展、都市インフラの老朽化

(イ) 関連する主な計画の策定状況

- ・策定（改定）済：「水と緑の基本計画」（2016年6月改定）
「気候変動適応方針」（2017年6月策定）
- ・策定（改定）中：「国土強靱化地域計画」、「都市交通計画」、「次期横浜教育ビジョン（仮称）」
- ・策定（改定）予定：「中期4か年計画2014～2017」、「第3期教育振興基本計画（仮称）」、「地球温暖化対策実行計画」、「都市農業推進プラン」

イ 国内外の状況

(ア) 国連が「持続可能な開発目標（SDGs）」を含む「2030アジェンダ」を採択（2015年9月）

- ・SDGsは17のゴール及び169のターゲットから成る
- ・それぞれの目標（SDGs）は密接に関連。経済、社会、環境の3つの側面のバランスのとれた持続可能な開発を目指している
- ・SDGsを全国的に実施するには、地域における取組が不可欠なため企業や地方自治体の取組に期待が持たれている

(イ) 「パリ協定」の採択（2015年12月採択、2016年11月発効）

・「京都議定書」に代わる新たな地球温暖化対策の国際的枠組み

(ウ) 「第5次環境基本計画」が策定中（2017年8月中間答申）

・SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するための取組を推進
・経済社会システム、ライフスタイル、技術のイノベーションを創出することともに、環境政策を通じて経済、社会的課題の「同時解決」を目指す
・あらゆる物質・生命の循環と自然・生態系との共生を追求する、真に持続可能な「循環型共生社会」を目指す

(エ) 環境教育の重要性の高まり

・SDGsの考え方で、持続可能な開発にとって教育が有効かつ効果的な手段であることを再認識
・環境・経済・社会の統合的向上を支える環境政策として環境教育が掲げられている
・「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プラン（GAP）」を受け、「ESD国内実施計画」策定（2016年3月）
・持続可能な社会へ向けた考え方を含む「新学習指導要領」公示（2017年3月）

(2) 計画が抱える課題

ア 環境管理計画

- ・複雑化、多様化する近年の環境課題は、行政だけで解決できる問題ではなく、市民や企業、学校等の多様な主体が理解し、行動に移し、連携して取り組むことが必要
- ・現計画は、中長期目標に加え、環境の各分野ごとに具体的な取組の内容や目標を掲げて進捗管理まで実施。一方、各分野でも個別計画が策定され、取組が進められているため、同じ取組が複数の計画に掲載され、進捗管理されているという重複感あり（別紙資料6：関連計画との関係図）
- ・各分野の取組を詳細に記載しているため、環境管理計画一冊で市の環境施策の具体がわかる一方で、市の環境の全体像の把握が困難

イ 生物多様性横浜行動計画

- ・現行の計画は、横浜の生物多様性への取組の全体像及び中長期的な目標に加えて分野別の具体的な取組の内容や目標を掲げて進捗管理まで行っており、同じ取組が複数の計画に掲載されているという重複感あり
- ・愛知目標（生物多様性戦略計画2011-2020）の目標年である2020年に向けて、より一層「生物多様性の主流化」を進めていく必要あり

5 計画改定の考え方

現在の環境問題は複雑で、その内容も多岐にわたっています。さらに、環境と経済や社会との関わりが一層深いものになっているなど、環境行政にはこれまで以上に大きな役割が求められています。

そこで、前述のような背景を踏まえて、以下の考え方で、改定を検討します。

(1) 環境管理計画

- ① 環境に関する各分野の個別計画が策定され、個々の取組が進められていることから、環境管理計画は個々の具体的取組を掲げて推進するよりもむしろ、総合計画として環境施策全体が目指している方向性を示していく必要があります。
- ② 目標実現に向けて、環境施策全体の推進力を高めていくため、社会状況の変化を踏まえ「取組姿勢」や「各環境側面からの基本施策の取組方針」などを見直します。見直しに際しては、2015（平成27）年の改定で定めた「災害への対応」や、一層の重要性が謳われている「環境と経済、まちづくりとの連携」などを踏まえる必要があります。
- ③ SDGsの17のゴールのうち少なくとも12ゴールが環境施策に関連すると言われていることから、SDGsの考え方を取り入れる必要があります。
- ④ 持続可能な社会の実現に向けては、行政だけでなく、家庭・地域・学校・市民活動団体・事業者等あらゆる主体が協働して取組を推進する必要があります。それには、あらゆる人があらゆる場で学び、環境行動を実践できる場を充実させていく必要があることから、環境教育の位置づけを明確にします。
- ⑤ 環境管理計画は、市民や企業の方が、横浜市の環境状況や環境行政が目指す方向性などを理解し、関心をもっていただくことを役割の一つとしています。環境の全体像をわかりやすく伝える工夫や、計画自体をわかりやすい構成・表現とすることが重要です。

(2) 生物多様性横浜行動計画

生物多様性横浜行動計画は、環境に関する様々な施策を生物多様性の視点で総合的にまとめ、その取組を推進していく環境行政の基軸となる計画です。環境行政の総合計画である環境管理計画とともに、今後さらに強力に環境施策を推進していくため、同じ方向を見据えながら、改定する必要があります。

「生物多様性の主流化」を進めるためには、一人ひとりの主体的な取組を促すために、市民、企業等の様々な関係主体や幅広い世代に対して、わかりやすく伝えることが必要です。

6 今後のスケジュール予定

日程	内容
2017年10月27日	環境創造審議会に諮問
2018年3月頃	環境創造審議会から答申
2018年4月以降	素案確定 パブリックコメントを実施（約1か月間） 計画の改定・公表